

設 計		校 合		リ ー ダ ー		副 課 長		課 長	
--------	--	--------	--	------------------	--	-------------	--	--------	--

令和7年10月1日～令和8年9月30日

委 託

設 計 書
仕 様 書

1 委 託 名 中学校給水施設保守管理及び清掃業務委託

2 施 行 場 所 川越市小仙波町5丁目6番地ほか21箇所

3 積 算 金 額 (月 額) _____ 円 (税抜)

4 委 託 費 (月 額) _____ 円 (税込)

5 委 託 内 容

給水設備の保守管理及び清掃を行う。

6 施 行 理 由

給水設備を良好で清潔な状態に維持・管理するため。

川 越 市

委 託 費 内 訳 書

名 称	員 数	単 位	金 額	摘 要
<給水施設保守管理および清掃>				
1. 受水槽保守管理	1	式		A-1
2. 高架水槽保守管理	1	式		A-2
3. 給水施設清掃	1	式		A-3
4. 諸経費	1	式		
積算原価				
消費税相当額				
				10%
設計額(税込)				
月額 合計(税抜)				
月額 合計額(税込)				

中学校給水施設保守管理及び清掃業務委託仕様書

1. 目 的

本業務委託は、受水槽及び高架水槽等の給水設備を、本仕様書および関係法令・規則・条例等に従って保守管理及び清掃を行い、その結果を報告すると共に給水施設を常に良好な状態に維持・管理することを目的とする。

2. 委託対象施設

名 称	別紙のとおり
場 所	別紙のとおり
施設の概要	別紙のとおり

3. 委 託 期 間

令和7年10月1日 から 令和8年9月30日 まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期契約)

4. 支払方法 4回払い

令和8年1月 (令和7年10月～12月分)、令和8年4月 (令和8年1月～3月分)
令和8年7月 (令和8年4月～6月分)、令和8年10月 (令和8年7月～9月分)

5. 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載すること。

6. 法律・規則等の遵守

受注者は、本市の契約諸規定に従うとともに、次の諸法令を遵守すること。

- (1) 建築物の衛生的環境の確保に関する法律
- (2) 水道法
- (3) 水道法施行令
- (4) その他関係諸法令

7. 責任者の指定

受注者は、業務着手前に作業及び本市職員との業務連絡の中心となる作業責任者を指定し、市に報告すること。

8. 書類提出

受注者は、業務着手前に次の書類を提出すること。

- ・管理技術等通知書

- ・業務実施計画書
- ・建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書の写し
- ・その他（市が必要と認めたもの）

9. 作業内容

受注者は以下のとおり給水設備の保守管理及び清掃を行うこと。

(1) 点検（月1回）

受注者は、点検技術員を派遣し、別紙の給水施設保守管理基準等、給水設備の機能が正常であるための点検を行い、必要がある時は、以下のとおり対応すること。

- (ア) 点検の結果、機器の故障及び破損等による取替、その他異常を発見したときは速やかに発注者に連絡し、双方協議のうえ最善の処置をとること。
- (イ) 発注者から機器の異常又は故障の連絡があった場合は、速やかに作業員を派遣するとともに、発注者と協議のうえ、保守又は修理を行うこと。

(2) 清掃（年1回）

発注者は、別紙の給水施設清掃手順に従い、受水槽及び高架水槽の清掃を行うこと。

10. 服装

業務に従事する者は、受注者制定の衣服を着用し、胸にはネームプレートを付けること。

11. 報告書の提出

(1) 受注者は次の書類を月ごとに作成し提出すること。

- ・委託業務実施報告書
- ・点検報告書
- ・指摘事項一覧表（書式自由）

※指摘事項一覧表には指摘事項及びその改善方法等について記載すること。

(2) 受注者は清掃完了後に速やかに次の書類を提出すること。

- ・清掃作業報告書
- ・作業の状況がわかる写真

※写真は、槽内外の清掃前後の状況が確認できるものとする。

- ・水質検査結果報告書（水質検査機関の報告書）

12. 負担区分

(1) 点検・清掃に要する機器、材料、消耗品、諸官庁への届出等は受注者の負担とする。

(2) 設備の故障時に部品・材料等を要する場合は、あらかじめ委託者と協議し、発注者の負担とする。

13. 諸官庁への届出

受注者は、委託期間中に生じた関係官庁に対する必要な一切の諸手続きを、本市の承認を得て代行すること。

14. その他の事項

- (1) 受注者は業務を遂行するにあたり、建物・設備・機器等に損害を与えないように十分注意し、万一損傷の場合は委託側の責に帰する場合を除き、その賠償の責任を負うものとする。
- (2) 清掃作業に伴い断水が生じる場合には、事前に各学校と作業日時を調整のうえ、業務を実施すること。また、作業日時及び断水時間が確定次第、速やかに発注者に報告すること。
- (3) この仕様書は委託業務の大要を示すものであるから、受注者は現場の状況に応じ、記載されていない細部の事項についても誠意を持って行うこと。
- (4) この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条約」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については、「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。
- (5) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (6) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

給水施設保守管理基準

- | | |
|--|---|
| <p>A. 電気自動制御装置</p> <ol style="list-style-type: none">1. 揚水ポンプ作動点検2. 電圧計指示値点検3. 負荷電流計指示値点検4. 満減水警報装置作動点検5. 端子類の振動、異常音の点検6. 絶縁抵抗の振動、異常音の点検7. 表示ランプの確認及び交換 | <p>D. 高架水槽</p> <ol style="list-style-type: none">1. 電極棒作動状況の点検2. 電極棒保持器の点検3. 槽内部の汚れ状況点検4. 槽外部の汚れ状況点検5. 槽内、外部の赤錆発生状況点検6. タンク及びバルブ類の漏水点検7. 水槽外部及び周辺の点検 |
| <p>B. 揚水ポンプ及び附属機器</p> <ol style="list-style-type: none">1. 揚水ポンプグラウンド部の点検及び調整2. 揚水ポンプ振動、異常音の点検3. 揚水ポンプ軸受部の点検及び注油補給4. 揚水ポンプ圧力計指示値点検5. 揚水ポンプチャッキバルブの点検6. 潤滑油類の注油状況点検7. 受水槽定水弁の点検8. その他バルブ類の点検9. ポンプ、モーター、バルブ類の清掃（油布） | <p>E. 圧力タンク（圧送方式の場合のみ）</p> <ol style="list-style-type: none">1. 圧力計の点検指示値の確認2. 水面計の点検指示値の確認3. 圧力ポンプの作動試験4. 圧力スイッチの作動試験5. 空気圧縮機の作動試験 |
| <p>C. 受水槽</p> <ol style="list-style-type: none">1. ボールタップの作動状況点検2. フードバルブの点検3. 電極棒作動状況の点検4. 電極棒保持器の点検5. 各バルブ類及び接合部の漏水点検6. 槽内底部内壁の汚れ状況点検7. 槽外部及び周辺の巡視点検8. 滅菌装置の作動状況点検 | <p>F. 水質検査</p> <ol style="list-style-type: none">1. 残留塩素の測定<ul style="list-style-type: none">・受水槽・給水栓管末 室内2. 給水栓管末に於ける<ul style="list-style-type: none">・水の色・水の味・水の臭い・濁り |
| | <p>G. その他</p> <ol style="list-style-type: none">1. 各所施錠の有無点検2. ポンプ室内の整理整頓の点検及び清掃3. オーバーフロー管の防虫網の点検4. 通気管の防虫網の点検 |

給水施設清掃手順

(1) 作業準備

- ア 作業員の始業前健康状況及び装備点検確認
- イ 移動用安全灯及び漏電ブレーカー作業確認
- ウ 槽内使用機器の滅菌消毒（次亜塩素酸ナトリウム濃度 50 PPM 以上）

(2) 受水槽、高架水槽の清掃

- ア 清掃前の給水栓における残留塩素の測定
- イ 清掃前の受水槽内における残留塩素の測定
- ウ 槽外部の壁面及び天井部の清掃
- エ 受水槽への給水弁の閉鎖
- オ 給水ポンプ電源の閉鎖
- カ 受水槽内残水の排出
- キ 槽内の壁面及び床部等の清掃
- ク 金属部のサビ落とし
- ケ 槽内のボールタップ、電極棒等の清掃
- コ 槽内の消毒（次亜塩素酸ナトリウム濃度 50 PPM 以上）
- サ 同様の手順により高架水槽も清掃する
- シ ボールタップ、FM バルブ、フート弁等の作業確認

(3) 給水開始

- ア 給水弁を開く
- イ 給水ポンプの運転及び作動確認
- ウ 清掃後の給水栓における残留塩素の測定
- エ 清掃後の受水槽内における残留塩素の測定

(注意事項)

- ・作業にあたっては槽内の換気に十分注意し、酸素濃度の測定、送風機等の準備を行うこと。
- ・電気器具を使用する場合は、漏電等の事故が起こらないよう器具及び取扱いに十分注意し且つ、電気技術者がこれを行うこと。
- ・作業に使用する器具等は作業前に消毒し、ゴミ等が槽内に入らぬよう十分注意すること。
- ・作業前、石鹼で手足を洗い、消毒剤で消毒する。槽入口には消毒液の容器を置き、長靴等を消毒し作業を行うこと。作業服を着用すること。

[別紙]

給水施設内訳								
No	学校名	所在	電話番号	水槽数(基)		受水槽 有効容量(m ³)	高架水槽 容量(m ³)	合計
				受水槽	高架水槽			
1	川越第一中	小仙波町5-6	222-1204	1	1	20	17	37
2	初雁中	宮下町1-21-3	222-0749	1	2	50.6	25.5	76.1
3	富士見中	東田町17-1	242-0931	1	1	32	8.9	40.9
4	野田中	野田町2-19-14	246-8484	1	1	50.6	14	64.6
5	城南中	新宿町3-19-1	242-0978	1	1	50	11	61
6	芳野中	石田本郷733	222-1265	1	1	40	6	46
7	東中	小中居278	235-2731	1	1	50	17.6	67.6
8	南古谷中	久下戸3721	235-2664	1	1	80	13	93
9	高階中	藤間10	242-1010	1	1	38.4	16	54.4
10	高階西中	砂新田2593	244-6741	1	1	30	18	48
11	寺尾中	寺尾1068	245-6701	1	1	60	18	78
12	砂中	砂260	242-6588	1	1	44.5	15.2	59.7
13	福原中	今福512	243-4140	1	1	32	12	44
14	大東中	南大塚1-20-1	243-3738	1	1	25	12.5	37.5
15	大東西中	藤倉1-1-1	246-7166	1	1	54	19.8	73.8
16	霞ヶ関中	笠幡72	231-1302	1	1	48.6	9.9	58.5
17	霞ヶ関東中	的場2706	232-4606	1	1	34	17	51
18	霞ヶ関西中	笠幡3464-3	231-0188	1	1	54	16	70
19	川越西中	川鶴1-1	231-0641	1	1	49.2	14	63.2
20	名細中	小堤14	231-2213	2	2	76	12.5	88.5
21	鯨井中	鯨井562-2	231-0255	1	1	46	12	58
22	山田中	山田550	222-2043	1	1	35	8.9	43.9
合計				23	24	999.9	314.8	1,314.7

※水槽数・容量について、実際の数量と相違が生じた場合は現地の数を優先します。
その際の金額の増減は無いものとします。